



# 大船渡労基署ニュース

第53号(令和4年5月)

陽春の候 大船渡労働基準監督署 署長 唐崎 勝

陽気に満ちた春となりました。すでに県内からも桜の開花の便りが届いており、桜前線は4月下旬には北海道へ渡る予想もされています。庁舎の隣の台町公園の桜は満開の状態となっています。本年4月1日に盛岡労働基準監督署から大船渡労働基準監督署に異動してきました。大船渡は初めての勤務となりますがどうぞよろしくお願い致します。

さて、新年度の令和4年度がスタートしたところですが、令和4年度における当署の重点課題は改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、中小企業を中心とする改正労基法等の周知及び支援、管内の労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止、感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施としております。労災保険については、被災労働者の視点に立ち、引き続き迅速・適正な処理を行っていきたいと考えております。気仙地域で働く方々が、安全安心に働ける職場となるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をお願いします。

## 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」が始まります

**STOP!熱中症**  
クールワークキャンペーン  
令和4年5月～9月

熱中症予防対策の徹底を図ろう

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約500人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間令和4年7月)

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備期間 5/1 キャンペーン期間 重点取組期間 9/30

熱中症対策の取組方法は、「キャンペーン実施要綱」をご確認ください。

また、下記厚生労働省運営サイトもご活用ください。



熱中症予防のための情報・資料サイト

ポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」



### キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

STEP 1

#### WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には水、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。
通気性の良い服装等	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。
作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、WBGT値に応じて <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。
暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら</b> しましょう。特に、 <b>入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要</b> です!
水分・塩分の摂取	のどが潤いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。
ブレイキング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
健康診断結果に基づく措置	<b>糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。
作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

WBGT値の低減対策は実施されているか	異常時の措置 ~少しでも異常を感じたら~ ・いったん作業を離れ、休憩する ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない
WBGT値に応じた作業計画となっているか	
各作業者の体調や暑熱順化の状況に問題はないか	
各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか	

#### 異常時の措置

- ~少しでも異常を感じたら~
- ・いったん作業を離れ、休憩する
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## パワハラ防止措置が中小企業も義務化されます

### 事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務として法律上明確化されました。

#### 【事業主の責務】

- 職場におけるパワハラメントを行ってはならないこと等これに起因する問題(以下「ハラスメント問題」という)に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者( )に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者( )に対する言動に必要な注意を払うこと

#### 【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者( )に対する言動に注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。



パワハラを防止するために事業主に義務付けられていることが記載されています!

2020年(令和2年)6月1日から、

職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワハラメント防止措置が事業主の義務となりました!

※中小事業主は、2022年(令和4年)4月1日から義務化されます!

早めの対応をお願いします!(それまでは努力義務)

職場における「パワハラメント」とは、職場において行われる

中小事業主の範囲

(①又は②のいずれかを満たすもの)

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

業種	①事業主の従業員数又は出資の総額	②労働者数
小売業	5,000円以下	50人以下
サービス業(サービス業、営業・福祉等)	5,000円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種(製造業、建設業、運輸業等上記以外)	3億円以下	300人以下

セクハラなど、パワハラ以外のハラスメントについても記載されているのでご活用ください!



# 労働災害発生状況関連情報

## 県内

6月30日まで  
「死亡労働災害防止強化期間」

岩手県内における労働災害による休業4日以上<sup>(注)</sup>の死傷者数(東日本大震災を直接原因とした災害は除く。)は、長期的に減少傾向でしたが、令和3年には1530人となり、1500人を超えるのは平成13年以来20年ぶりとなりました。また、死亡労働災害による死者数は、令和4年に入り3月末集計で8人となり、前年同期の2倍となっています。この増加傾向に歯止めをかけるため、岩手労働局では4月19日付けで、6月30日までの間を「死亡労働災害防止強化期間」としました。

## 県内

令和4年いわて林業労働災害撲滅運動

令和4年4月1日から令和4年6月30日までの期間で「令和4年いわて林業労働災害撲滅運動」も展開されます。主唱者は、岩手県と林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部です。

## 大船渡労基署管内



労働災害の件数(休業4日以上)は1~12月発生分として毎年取りまとめており、令和3年分の確定値がまとまりましたのでお知らせします。

【業種】別	3年		前年比	
	件数	人	増減	人
製造業	12	人	-	10
建設業	23	人	+	4
運輸交通業	10	人	+	4
林業	8	人	+	3
畜産水産業	4	人	+	1
商業	4	人	-	6
通信業	0	人	-	2
保健衛生業	9	人	+	1
接客娯楽業	0	人	-	4
その他業種	7	人	+	3
合計	77	人	-	6

【事故の型】別	件数		人	
	墮落・転落	12	人	有害物等との接触
転倒	20	人	感電	人
激突	7	人	爆発	人
飛来・落下	3	人	破裂	人
崩壊・倒壊	1	人	火災	人
激突され	5	人	交通事故(道路)	4
(はさまれ、巻き込まれ)	2	人	交通事故(その他)	人
切れ・こすれ	8	人	動作の反動・無理な動作	10
踏み抜き	人	人	その他	6
おぼれ	人	人	分類不能	人
高温・低温の物との接触	人	人	計	77

全産業の年間死傷者数(休業4日以上)は77人と前年を6人(7.2%)下回り、昭和63年以降では平成23年に次ぐ2番目に低い値となりました。一方、死者数は2人で前年からは1人増え、9年連続で発生しました。業種別で見ると、死傷者数が最も多かったのは建設業の23人(前年比4人増)。次いで、製造業12人(同10人減)、運輸交通業10人(同4人増)、保健衛生業9人(同1人増)、農林業8人(同3人増)、畜産水産業(同1人増)と商業(同6人減)が各4人などとなっています。事故の型別にみると、最多は「転倒」の20人(26.0%)となり、「墮落・転落」12人(15.6%)、「動作の反動・無理な動作」10人(13.0%)、「切れ・こすれ」8人(10.4%)、「激突」7人(9.1%)などと続きました。年代別で見ると、年齢が高くなるにつれて災害件数が増えており、50歳代以上が49人と全体の3分の2におよんでいます。一方、経験期間では3年未満が24人と全体の3分の1を占めました。

- ### 「死亡労働災害防止強化期間」における要請事項
1. 事業場トップの経営首脳者が安全について所信を表明するとともに、労働者への周知・啓発を行うこと。
  2. 朝礼、作業開始前の打ち合わせ等の機会をとらえ、全員参加により、これから行う作業や行動の安全性を確認し、関係者の意思統一、安全意識の高揚を図ること。
  3. 安全管理体制を整備し、活動状況の点検、職場巡視の的確な実施等、安全活動の活性化を図ること。
  4. 余裕をもった車両運行計画の作成、交通安全教育の実施等により、交通労働災害防止に向けた意識の高揚を図ること。
  5. 保護帽、墜落制止用器具(安全带)等保護具の適正な使用を徹底すること。
  6. 建設用機械、林業用機械、フォークリフト等運転時のシートベルトの着用を徹底すること。

【労基署からのコメント】全体の人数は減少しましたが、死亡を含む重篤な労働災害は沢山発生し続けています。どの職場でも危険は潜在しているため、まずは職場管理として潜在危険の把握(リスクアセスメント)に努め、基本的な安全ルールを守りつつ、危険予知や指差呼称などの積極的な取り組みも進めたいです。また、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイフレンドリーガイドライン)に基づく災害防止活動、経験の浅い労働者への十分な安全教育の実施なども併せてお願いします。令和4年も、無事故無災害を目指しましょう。

## 令和4年3月末現在速報値

【業種】別	4年		前年同期比	
	件数	人	増減	人
製造業	10	人	+	6
建設業	4	人	-	2
運輸交通業	3	人	+	3
林業	1	人		人
畜産水産業		人		人
商業	3	人	+	1
通信業		人		人
保健衛生業	1	人	-	2
接客娯楽業		人	+	1
その他業種		人	-	2
合計	22	人	+	4

## 最近の労働災害事例

<災害事例>【商業】給油トラックで船への給油に出かけた被災者が帰社せず連絡も取れないため、同僚が給油場所へ確認に行ったところ、海に浮かんでいた被災者を発見し、その後、死亡が確認された。(先月号で掲載済)

<災害事例>【製造業】岸壁での作業中、岸壁と船との隙間に片足が入り、膝を捻った。(骨折、靭帯損傷)

<災害事例>【製造業】機械の掃除を機械を稼働させながら行い、指を挟んだ。(指切創)

<災害事例>【商業】重機のキャタピラ交換で、大ハンマーでシャフト部分を打撃時に的を外し、鉄部分とハンマーの柄に指を挟み、皮膚のみでつながった状態になったが、感染症防止のため切断となった。(指切創)

## 異動(転入)の挨拶

監督・安衛課長 菊池和広

4月の人事異動で花巻署から異動になり、大船渡署に着任しました菊池と申します。管内の遵法意識の一層の向上のために、皆様のお力を借りながら勤めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

労災課長 照井洋一

岩手労働局総務部総務課から異動になりました照井です。大船渡署勤務は3年ぶりで通算3度目となります。前回と同様、労働保険関係業務にてお世話になりますので、どうぞよろしくお願いたします。

監督・安衛課 清水寿孫

4月の人事異動で群馬県の前橋署から大船渡署に異動になりました清水と申します。初めての関東圏外での生活に戸惑っておりますが、真摯に監督署業務に向き合っておりますので、どうぞご協力をお願い致します。